

## 部活動規程

### 1 目標

- (1) 健全な人格の育成      (2) 心身の鍛練      (3) 技術の向上  
 (4) 豊かな人間関係づくり      (5) 健康・安全に留意する態度の育成  
 (6) 決まりを守り、人間性豊かな伊敷中生徒を目指す

### 2 入部、退部の手続きについて

#### (1) 方法

入部願については、毎年更新する。年度当初の部活動発会式までに入部希望者は全員（1～3年）、次の要領で入部願（※ 別紙様式1）を提出する。

《入部願》 退部願（※ 別紙様式2）もこれに準ずる。

必要事項を記入し、保護者の捺印。（二部作成）

↓  
学級担任許可（捺印） → 顧問許可（捺印）

- ※ 一部は学級担任保管  
 ※ 一部は顧問保管

- (2) 1年生の仮入部期間（部活動紹介式から部活動発会式まで）は、17：30までとする。

### 3 部活動規程

#### (1) 練習について

##### ア 平日の終了時間

	放課後の部活動終了時刻
4月～ 9月	18：00
10月～ 1月	17：30
2月～ 3月	18：00

※ 放課後の終了時刻は、グラウンドやコート整備を済ませ、終わりのあいさつが終了した時刻とする。その後必要な部活は更衣を済ませ、10分後に校門を出る。（日没時間の状況で終了時間を多少ずらす場合もある）

##### イ 土・日曜日、祝日、長期休業

- ① 練習終了時刻は、遅くとも17：00までとする。門や部室、活動場所等の開錠・施錠については各顧問で責任をもって行う。施錠ができない部活動については練習停止の措置もありうる。
- ② 練習時間は生徒の健康面に配慮して設定し、3時間を超えない程度にする。
- ③ 原則として終日練習（練習試合）は認めない。土・日曜日のいずれかに終日練習（練習試合）を行う場合は、翌週の土・日曜日の両日を休養日とする。
- ④ 土曜日に練習し日曜日に大会、または土・日曜日の両日に大会がある場合は、翌週の水曜日以外を休養日とする。
- ⑤ 年末年始休暇の部活動は、原則として中止とする。
- ⑥ 地域行事や資源回収等への参加を優先し、日程が重なった場合については、原則として練習試合や大会参加は認めない。

##### ウ 土曜・日曜日・翠の日（水曜日）

- ① 原則として「翠の日（水曜日）」と土曜・日曜日のどちらかは練習を休みとする。（土・日曜については県中体連申し合わせ事項による）
  - a 土曜日・日曜日ともに大会がある場合は、翌月曜日の練習を休みとする等の配慮を講ずる。
  - b 「翠の日（水曜日）」については、始業式、終業式およびテスト最終日と重なった場合でも練習をすることはできない。

##### エ 全面中止

天候や学校行事などの特別な事情によって全面中止にすることがある。

##### オ 練習時間延長

- ① 中体連大会（県規模の大会）・協会の主催する大会（県規模の大会）・上位大会へつながる大会に限って練習時間延長が認められる。その際、練習時間延長届け（※ 別紙様式3）に必要事項を記入し、保護者及び学校長の承諾を得る。（保護者からの承諾書を必ずとること）
- ② 練習時間の延長開始は、試合前日から数えて7日前からとする。但し、延長時間は、最長30分とする。

- カ 定期テスト前の練習停止
- ① 期末テスト → テスト前日から数えて7日前から練習停止
  - ② テスト終了後一週間以内に県大会に準ずる大会（もしくは上位大会へつながる大会）がある場合は、テスト前部活動停止期間に保護者及び学校長の承諾を得て1時間以内の練習をすることができる（但し、テスト前日及び当日は除く）。
- キ 3年生の部活動引退後の練習参加について  
原則として認めない。（但し、部毎の送別会で活動する場合は除き、部活動による推薦該当者等やについても考慮の対象とする）

(2) 対外試合出場について

- ア 公欠の場合のみ生徒引率届（※ 別紙様式4）に必要事項を記入し、学校長の承諾を得る。提出は遅くとも3日前までに済ますこと。但し、宿泊を伴うものは1週間前までとする。また、平日に開催する場合には、学年にも届け出ること。（顧問は年度当初に部員名簿を作成し部活動係と生徒指導主任に提出する）
- イ 大会への参加は、原則として県内で開催される大会とする。（出場権を獲得した上位の大会は除く）
- ウ 大会への参加回数は、中体連、協会、連盟主催の大会を含めて年9回までとする。（出場権を獲得した上位の大会は除く）
- エ 引率者は、本校教員とし、生徒15名につき1名を原則とする。但し、保護者のみの引率で出場可能な大会は、引率者を保護者としても構わない。
- オ 本校で練習試合を実施する場合には、遅くとも1週間前までに学校長と部活動係に報告する。

(3) 部活動遠征費、部活動運営費について

- ア 県内大会については、
- ・ 「出場費補助に関する内規」に基づき、体育文化後援会費から部活動運営費、旅費、参加費等を補助する。
  - ・ 別紙様式7により、体育文化後援会係→教頭→学校長の順で請求する。
- イ 県外大会（中体連・県の協会主催大会において、出場権を獲得し上位大会に出場する者に限る）については、
- ・ 市からの補助金を、全額補助する。
  - ・ 九州内で開催される大会  
団体出場に対して一律6万円、個人出場に対して1人3万円
  - ・ 九州外で開催される大会（沖縄含む）  
団体出場に対して一律10万円、個人出場に対して1人5万円
  - ・ 顧問旅費・宿泊費については、出張旅費が支給されない大会に限り、体育文化後援会費から全額補助する。

(4) 生徒指導上問題となる事案に関する部活動の対応について

- ア 学年部を中心として指導を行うが、顧問が部活動運営を考える上で必要だと判断する場合は、学級担任、部活動係、生徒指導主任、保護者等と連携を図り、一定期間の練習の停止や、清掃活動等の指導を行う。また、必要に応じて顧問会を開き、対応を協議する。
- イ この措置については、令和6年4月1日から運用する。

(5) 部活動を新設する場合の規定

- ア 新規開設のための条件は次の通りである。
- ① 活動に必要な人数の確保（部毎に違うので、顧問会での検討が必要）  
原則は、  
運動部であれば『団体競技、団体戦に出場可能人数の確保』  
文化部であれば『活発に活動するのに必要な人数として5名以上の確保』
  - ② 開設責任者の選定（開設責任者は、必ずしも顧問になるとは限らないが、できれば顧問を引き受けてくれる人が望ましい）
  - ③ 活動場所、予算などの確保（顧問会で検討）
- イ 新規開設の部については、次の通りの手順で開設することとする。
- ① 新設部が必要であるという状況が発生する。（生徒のニーズ、顧問の専門性による設置が可能な場合など）
  - ② 開設を希望する場合の、責任者（教員）の選定
  - ③ 開設希望願を部活動担当者に提出
  - ④ 部活動委員会（部活動係で構成）で1次検討会
    - a 開設希望の理由、必要性（開設責任者から説明）
    - b 顧問の配置が可能かの検討
    - c 予算や活動場所の確保についての検討など

- ⑤ 顧問会での2次検討会
  - a イの検討内容を全職員に周知・再検討
- ⑥ 校長の承認
- ⑦ 設置準備完了の次年度から部員募集の開始・活動開始

(6) 部活動の休部についての規定

ア 既存の部活動が休部するという状況は、以下の場合が考えられる。

- ① 年度途中で、部員が退部、または引退により、その後の活動に支障を来たした場合。(部員が0名、もしくは少人数で試合や大会・コンクール等への参加が単独で、また合同チームとしての出場もできない状況)
- ② 部員の意欲欠落などによる、活動状況の著しく悪い部(顧問会で検討)
- ③ 部員の不祥事などで、その後の活動が教育上不適切と判断される場合。
- ④ その他(顧問で休部が必要と判断された場合)

イ 部活動の休部に関わる手順について

- ① 既存の部活動が、休部条件に該当すると判断される。
- ② 部員が所属している場合は、部活動担当者、顧問、部員で話し合いを行う。(部としての活動の意思を確認)
- ③ 休部届を部活動担当者に提出
- ④ 部活動顧問会(部活動係で構成)で1次検討会
  - a 顧問からの説明
  - b 休部期間の検討
  - c 部員が所属している場合の休部期間中の扱いについて(転部・退部または休部)
- ⑤ 顧問会での2次検討会
  - a イの内容を全職員に周知・再検討
- ⑥ 校長の承認
- ⑦ 部活動顧問、部活動担当者から保護者に対して説明
- ⑧ 休部決定の翌月から休部期間開始
- ※ なお、休部期間は原則としてその年度終了までとし、新年度新たに入部を希望する生徒数が、新規開設条件を満たせばその年度から活動を再開することとする。

(7) 部活動の廃部についての規定

ア 既存の部活動を廃部する場合は、次の条件にあてはまる場合とする。

- 運動部については、
- ① 前年度団体競技において単独で団体戦に参加できない人数で休部状態となり、新年度も入部希望者が少なく、上記条件を満たせない場合。
  - ② 教員の数が足りない状況で、部活動の運営に支障をきたす場合。
- 文化部については、
- ① 前年度休部状態で、新年度入部希望者を含めて部員数が4名以下の場合。
  - ② 前年度活動状況が悪く、顧問会の決定を経て休部になった部で、改善の様子がみられない場合。(要検討)
  - ③ その他の事情でやむを得ず廃部にする場合。(要検討)
- ※ なお、廃部された部活動を復活させるためには、新規開設の手続きを取るものとする。(その際の条件も同様)

(8) 保護者会について

- ア 顧問の活動方針を理解していただき、生徒、保護者、顧問の連絡を密にして、円滑に活動できるようにする。
- イ 保護者会は各々の部で必要に応じて行う。
- ウ 会計担当は保護者で行う。

(9) 申し合わせ事項

- ア 顧問は4月に「年間指導計画」を作成する。
- イ 練習場、更衣室(学校の施設)を利用する部活動は、下記の使用規則を守ること。

〈使用規則〉

- 部活動以外の使用を禁止する(年末・年始の行事等を含む)。
- 原則として練習場、更衣室での飲食を禁止する。
- 使用後は、後片付け、清掃、施錠などをしっかりと行う。

- ウ 生徒は伊敷中生らしい生活態度で、あいさつや返事など礼儀正しく、節度のある行動をとること。

- エ 顧問がいない場合は、生徒は原則として練習を行わない（特に土、日曜日）。
- オ 生徒の更衣は所定の場所で行う。
- カ 土・日曜日、祝日および長期休業で昼食が必要な場合は、弁当持参を原則とするが、持参できない生徒は、自宅で昼食をとること。また、水分補給のために水筒を持参すること。
- キ 部活動の登下校は、制服、学校ジャージ、体育服及び学校で許可された部活動統一のジャージやユニフォームとする。  
顧問は差し入れ等の飲食について、責任をもって管理する。
- ク 部員が練習や対外試合でけがなどをした場合、顧問は管理職、養護教諭に連絡する。
- ケ 生徒は部活動の個人用具を持ち帰ることを原則とする。